

航空法等の一部改正について

令和4年6月22日
航空局

空港脱炭素化における航空法等の概要(令和4年6月3日成立)【航空法、空港法、関空伊丹法、民活空港法】

① 航空の脱炭素化の推進に関する基本方針の策定

○国土交通大臣は、航空分野全体における脱炭素化を計画的に推進するため、政府の施策、航空会社、空港関係者等の取組について定めた**航空脱炭素化推進基本方針**を策定。

【航空脱炭素化推進基本方針】

- 航空の脱炭素化の推進の意義・目標
- 政府が実施すべき施策
- 関係者（航空会社、空港関係者等）が講ずべき措置 等

② 本邦航空会社による脱炭素化の取組の推進

○本邦航空会社は、**航空運送事業脱炭素化推進計画**を作成し、**国土交通大臣が認定**。

【航空運送事業脱炭素化推進計画】

- 航空運送事業の脱炭素化の目標
- S A F (※) の導入等の取組 等
 - ※ バイオジェット燃料等の持続可能な航空燃料

○認定を受けた航空会社に係る特例を措置。

- ✓ ③の空港脱炭素化推進協議会の組織の要請
- ✓ 取組の円滑化を図るための同**協議会に対する協議の求め**
- ✓ 事業計画の変更手続のワンストップ化

③ 空港における脱炭素化の取組の推進

○空港管理者は、誘導路の改良、空港で使用する電力を供給するための太陽光発電設備の整備等の取組について記載した**空港脱炭素化推進計画**を作成し、**国土交通大臣が認定** (※)。

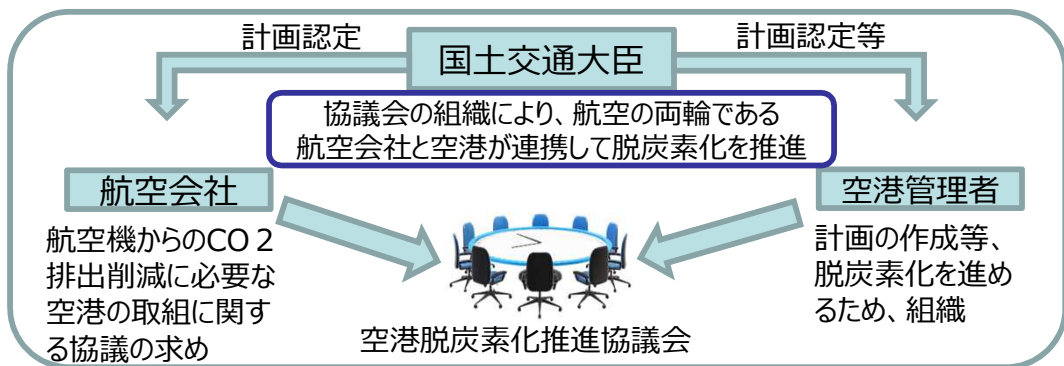
※ 国管理空港の場合は、国土交通大臣が作成し、公表。



○計画を作成しようとする空港管理者は、航空会社、給油事業者、ターミナルビル事業者のほか、空港のための再生可能エネルギー発電を行う事業者等からなる**空港脱炭素化推進協議会**を組織し、計画の作成、実施等について協議。

○計画に位置付けられた事業に係る特例を措置。

- ✓ 行政財産を活用するための**国有財産法の特例**
 - ・計画記載事業への**行政財産の貸付特例**（事業例：庁舎屋上等への太陽光パネルの設置等）
 - ・上記**貸付の期間の上限を30年とする特例**（国有財産法上建築物は上限10年）
- ✓ 空港施設の変更に係る許可手続のワンストップ化



国、航空会社、空港の連携により、航空分野全体で脱炭素化を推進するための体制を構築し、航空会社・空港関係者双方の脱炭素化のための取組を円滑化・迅速化

1. 航空の脱炭素化の推進の意義及び目標について

- 温対計画及びICAOグローバル削減目標と調和した目標（案）
 - ✓ 国際航空において、2020年以降総排出量を増加させない
 - ✓ 国内航空において、2030年度までに単位輸送量当たりのCO2排出量を対2013年度比で16%削減
 - ✓ 各空港において、2013年度比で2030年度までに温室効果ガス排出量46%以上削減

2. 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 各主体が脱炭素化の取組を促進できる環境整備の推進
- 施策の総合的な推進（SAF供給のための連携強化、ICAO長期目標への対応、空港ガイドライン策定）
- 個別施策の方向性（①新技術導入、②管制の高度化による運航方式の改善、③SAFの導入促進、④空港の省エネ化、⑤空港の再エネ拠点化） 等

3. 関係者が講ずべき措置に関する基本的な事項

- 航空運送事業者（例：新技術導入、運航方式改善、SAFの導入促進）
- 空港管理者（例：GSE車両のEV・FCV化、太陽光発電の導入）
- 空港脱炭素化推進協議会（例：計画策定のための協議、関係者の意思統一） 等

4. 航空運送事業／空港脱炭素化推進計画の認定に関する基本的事項

- 計画の認定手続き・認定基準・変更認定 等